

**調布市手話言語条例（素案）**  
**調布市障害者の意思疎通に関する条例（素案）**  
**比較表**

調布市手話言語条例（素案）	調布市障害者の意思疎通に関する条例（素案）
<p>手話は、物の名前や抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する独自の文化及び文法を持つ一つの言語です。</p> <p>一方で、我が国では、過去に手話を使用することへの制限や差別が存在した歴史があり、現在もなお、手話が言語であることに対する理解は十分であるとは言えません。</p> <p>私たちは、手話を自らの言語として使用する人だけでなく、社会において広く理解されることにより、手話を使用する人の権利が尊重され、安心して生活することができる環境を整えることを通じて、共生社会の更なる充実を目指し、この条例を制定します。</p>	<p>障害者には、その特性に応じて多様な意思疎通を補助する手段があり、その選択の機会が確保されることは、全ての障害者に保障されるべき基本的な権利です。</p> <p>しかしながら、現状ではその権利の保障や多様な意思疎通手段への理解は十分であるとは言えません。</p> <p>私たちは、多様な意思疎通手段を必要とする人だけでなく、社会において広く理解されることにより、障害者の意思疎通を図る権利が尊重され、安心して生活することができる環境を整えるため、共生社会の更なる充実を目指し、この条例を制定します。</p>
<p><b>（目的）</b></p> <p><b>第1条</b> この条例は、手話が独自の言語であるという認識のもと、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策を総合的に推進するために基本的な事項を定めることにより、ろう者、難聴者、中途失聴者など手話を自らの言語として使用する者（以下「手話を使用する者」という。）の権利が保障され、全ての市民が豊かなコミュニケーションをとることができる共生社会の充実に寄与することを目的とする。</p>	<p><b>（目的）</b></p> <p><b>第1条</b> この条例は、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段に対する理解の促進及び普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策を総合的に推進するために基本的な事項を定めることにより、意思疎通における支援を必要とする障害者の権利が保障され、全ての市民が豊かなコミュニケーションをとることができる共生社会の充実に寄与することを目的とする。</p>

<p><b>(定義)</b></p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 手話 日本手話及び日本語対应手話をいう。</p> <p>(2) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者その他市内で活動する全ての者をいう。</p> <p>(3) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。</p>	<p><b>(定義)</b></p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。</p> <p>(2) 意思疎通手段 手話、要約筆記、筆談、代筆・代読、点字、音声、触手話、指文字、絵図、平易な表現その他の障害者が意思疎通を図るために必要とする手段をいう。</p> <p>(3) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者その他市内で活動する全ての者をいう。</p> <p>(4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。</p>
<p><b>(基本理念)</b></p> <p><b>第3条</b> 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文化及び文法を持つ一つの言語であるとの認識を前提として、以下の基本理念のもとに行わなければならない。</p> <p>(1) 手話を獲得及び使用し、手話により意思疎通を円滑に図ることは、手話を使用する者の基本的な権利として最大限尊重されなければならないこと。</p> <p>(2) 手話は、障害の有無に関わらず相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会のために、手話を使用する者だけでなく、社会において広く理解されることが必要であること。</p>	<p><b>(基本理念)</b></p> <p><b>第3条</b> 障害の特性に応じた多様な意思疎通支援手段に対する理解の促進及び普及は、以下の基本理念のもとに行わなければならない。</p> <p>(1) 障害特性に応じた意思疎通手段の選択の機会が確保されることは、障害者の基本的な権利として最大限尊重されなければならないこと。</p> <p>(2) 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段は、障害の有無に関わらず相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会のために、意思疎通手段を必要とする者だけでなく、社会において広く理解されることが必要であること。</p>

<p><b>(市の責務)</b></p> <p><b>第4条</b> 市は、国、東京都、市民、事業者その他の関係団体と連携を図り、手話の理解促進及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p>	<p><b>(市の責務)</b></p> <p><b>第4条</b> 市は、国、東京都、市民、事業者その他の関係団体と連携を図り、障害の特性の応じた多様な意思疎通手段の理解促進及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p>
<p><b>(市民の役割)</b></p> <p><b>第5条</b> 市民は、手話に関する理解を深めるとともに、市が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p><b>(市民の役割)</b></p> <p><b>第5条</b> 市民は、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段に関する理解を深めるとともに、市が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>
<p><b>(事業者の役割)</b></p> <p><b>第6条</b> 事業者は、市が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるとともに、手話を使用する者が暮らしやすい環境の整備に努めるものとする。</p>	<p><b>(事業者の役割)</b></p> <p><b>第6条</b> 事業者は、市が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を必要とする者が暮らしやすい環境の整備に努めるものとする。</p>
<p><b>(施策の推進)</b></p> <p><b>第7条</b> 市は、手話に関する次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理解の促進・普及</li> <li>・情報取得，共有</li> <li>・手話通訳者の育成・確保</li> <li>・手話通訳者の派遣</li> <li>・就労・就学</li> <li>・教育，医療，介護，保健福祉</li> </ul>	<p><b>(施策の推進)</b></p> <p><b>第7条</b> 市は、障害者の意思疎通に関する次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理解の促進・普及</li> <li>・情報取得，共有</li> <li>・意思疎通支援者の育成・確保</li> <li>・意思疎通支援者の派遣</li> <li>・就労・就学</li> <li>・教育，医療，介護，保健福祉</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害その他の非常事態</li> <li>・その他市長が必要と認める施策</li> </ul> <p>2 市は、前項に規定する施策の推進にあたっては、手話を使用する者、手話通訳者その他関係者の意見を聴くよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害その他の非常事態</li> <li>・その他市長が必要と認める施策</li> </ul> <p>2 市は、前項に規定する施策の推進にあたっては、意思疎通手段を必要とする障害者その他関係者の意見を聴くよう努めるものとする。</p>
<p><b>(財政上の措置)</b></p> <p><b>第8条</b> 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p><b>(財政上の措置)</b></p> <p><b>第8条</b> 市は、障害者の意思疎通に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p><b>(委任)</b></p> <p><b>第9条</b> この条例の施行について必要な事項は、市長その他の市の機関が別に定める。</p>	<p><b>(委任)</b></p> <p><b>第9条</b> この条例の施行について必要な事項は、市長その他の市の機関が別に定める。</p>
<p><b>附 則</b></p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>